

○ 総務省令第六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第一号、第三十四条第一項、第三項第一号及び第六項並びに第百九条第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十七日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に一重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

名　出　後											
様式第17の4の6（第23条の9の3関係） 役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定） 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日											
1 音声伝送役務											
(単位：円)											
	音声伝送交換機能			S M S 伝送交換機能			その他		合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値
電気通信事業固定資産											
有形固定資産 (帳簿価額)											
[略]											
使用権資産											
[略]											
有形固定資産合計											
無形固定資産											
[略]											
使用権資産											
[略]											
無形固定資産合計											
電気通信事業固定資産合計											
〔注1～3 略〕											
2 データ伝送役務											
(単位：円)											
	実績値 (事業年度)			参考値 (事業年度)		予測値 (事業年度)					
	データ伝送交換機能	その他	合計	データ伝送交換機能	データ伝送交換機能	データ伝送交換機能					

名　出　前											
様式第17の4の6（第23条の9の3関係） 役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定） 事業年度　自　年　月　日 至　年　月　日											
1 音声伝送役務											
(単位：円)											
	音声伝送交換機能			S M S 伝送交換機能			その他		合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値
電気通信事業固定資産											
有形固定資産 (帳簿価額)											
[同左]											
リース資産											
[同左]											
有形固定資産合計											
無形固定資産											
[同左]											
リース資産											
[同左]											
無形固定資産合計											
電気通信事業固定資産合計											
〔注1～3 同左〕											
2 データ伝送役務											
(単位：円)											
	実績値 (事業年度)			参考値 (事業年度)		予測値 (事業年度)					
	データ伝送交換機能	その他	合計	データ伝送交換機能	データ伝送交換機能	データ伝送交換機能					

	期首 値	期末 値	平均 値									
電気通信事業固定資産												
有形固定資産 (帳簿価額)												
〔略〕												
使用権資産												
〔略〕												
有形固定資産合計												
無形固定資産												
〔略〕												
使用権資産												
〔略〕												
無形固定資産合計												
電気通信事業固定資産 合計												

区分		予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
電 氣 通 信 事 業 固 定 資 產	有 形 固 定 資 產	〔略〕	
	使用権資産		
	〔略〕		
	無 形 固 定 資 產	〔略〕	
	使用権資産		
	〔略〕		

〔注1～11 略〕

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 貸借対照表に計上された額の合算

	(電気通信事業者の 別)	(電気通信事業者の 別)	計	備考

	期首 値	期末 値	平均 値									
電気通信事業固定資産												
有形固定資産 (帳簿価額)												
〔同左〕												
リース資産												
〔同左〕												
有形固定資産合計												
無形固定資産												
〔同左〕												
リース資産												
〔同左〕												
無形固定資産合計												
電気通信事業固定資産 合計												

区分		予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
電 氣 通 信 事 業 固 定 資 產	有 形 固 定 資 產	〔同左〕	
	リース資産		
	〔同左〕		
	無 形 固 定 資 產	〔同左〕	
	リース資産		
	〔同左〕		

〔注1～11 同左〕

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 貸借対照表に計上された額の合算

	(電気通信事業者の 別)	(電気通信事業者の 別)	計	備考

	貸借対照表 の額	相殺消去	貸借対照表 の額	相殺消去	
資産の部					
I 固定資産					
A 電気通信事業固定資産					
(1) 有形固定資産					
[1 ~ 15 略]					
16 使用権資産					
[略]					
[17 略]					
有形固定資産合計					
(2) 無形固定資産					
[1 ~ 7 略]					
8 使用権資産					
[9 略]					
無形固定資産合計					
電気通信事業固定資産合計					
B (何) 業固定資産					
[略]					
(何) 業固定資産合計					
C 投資その他の資産					
[1 ~ 11 略]					
12 使用権資産					
13 その他の投資及びそ の他の資産					
(何) 貸倒引当金(貸 方)					
投資その他の資産合計					
固定資産合計					
[II ・ III 略]					
資産合計					
負債の部					
I 固定負債					

	貸借対照表 の額	相殺消去	貸借対照表 の額	相殺消去	
資産の部					
I 固定資産					
A 電気通信事業固定資産					
(1) 有形固定資産					
[1 ~ 15 同左]					
16 リース資産					
[同左]					
[17 同左]					
有形固定資産合計					
(2) 無形固定資産					
[1 ~ 7 同左]					
8 リース資産					
[9 同左]					
無形固定資産合計					
電気通信事業固定資産合計					
B (何) 業固定資産					
[同左]					
(何) 業固定資産合計					
C 投資その他の資産					
[1 ~ 11 同左]					
12 その他の投資及びそ の他の資産					
(何) 貸倒引当金(貸 方)					
投資その他の資産合計					
固定資産合計					
[II ・ III 同左]					
資産合計					
負債の部					
I 固定負債					

[1 ~ 3 略]					
4 リース負債					
[5 ~ 9 略]					
固定負債合計					
II 流動負債					
[1 ~ 5 略]					
6 リース債務					
[7 ~ 16 略]					
流動負債合計					
負債合計					
純資産の部					
[I ~ III 略]					
純資産合計					
負債・純資産合計					
[注 1 ~ 5 略]					
2 営業外費用の合算					
	(電気通信事業者の別)	(電気通信事業者の別)	計	備考	
損益計算書 の額	相殺消去	損益計算書 の額			相殺消去
営業外費用					
1 支払利息					
2 リース債務に 係る利息費用					
3 ~ 11 [略]					
営業外費用合計					
[注 1 ~ 3 略]					
備考 将母Q [] の記載が並んでいます。					

[1 ~ 3 同左]				
4 リース債務				
[5 ~ 9 同左]				
固定負債合計				
II 流動負債				
[1 ~ 5 同左]				
6 リース債務				
[7 ~ 16 同左]				
流動負債合計				
負債合計				
純資産の部				
[I ~ III 同左]				
純資産合計				
負債・純資産合計				
[注 1 ~ 5 同左]				
2 営業外費用の合算				
	(電気通信事業者の別)	(電気通信事業者の別)	計	備考
損益計算書 の額	相殺消去	損益計算書 の額		
営業外費用				
1 支払利息				
2 ~ 10 [同左]				
営業外費用合計				
[注 1 ~ 3 同左]				

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>〔他人資本費用〕 第十一条 〔略〕</p> <p>7 「2」6 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース負債（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。</p> <p>8・9 同上</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔他人資本費用〕 第十一条 〔同上〕</p> <p>7 「2」6 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。</p> <p>8・9 同上</p>

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正)

第三条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1の2（第6条関係） 第7条第5号に規定する事項</p> <p>〔略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>〔2～6 略〕</p> <p>7 他人資本利子率は、社債、借入金及びリース負債（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。</p> <p>〔8～16 略〕</p>	<p>別表第1の2（第6条関係） 第7条第5号に規定する事項</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔注1 同左〕</p> <p>〔2～6 同左〕</p> <p>7 他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。</p> <p>〔8～16 同左〕</p>

備考 表中の〔 〕の記載が追記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第四条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

右 正 後	左 出 前
<p>別表第一（第5条及び第6条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔1～10 略〕</p> <p>11 リースに関する注記</p> <p>〔12～20 略〕</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>〔1～12 略〕</p> <p>13 リースに関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第440条第4項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。</p> <p>ア 借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。）である場合 次に掲げる事項</p> <p>① 会計方針に関する情報</p> <p>② リース特有の取引に関する情報</p> <p>③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報</p> <p>イ 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合 次に掲げる事項</p> <p>① リース特有の取引に関する情報</p> <p>② 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報</p> <p>(2) ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この(2)において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。</p> <p>〔ア～ウ 略〕</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項</p> <p>(3) リースにより使用する電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業の用に供する固定資産の額。電気通信事業固定資産については、固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。</p> <p>14 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものと含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものと含む。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、(3)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項</p> <p>(3) 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</p>	<p>別表第一（第5条及び第6条関係）</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔1～10 同左〕</p> <p>11 リースにより使用する固定資産に関する注記</p> <p>〔12～20 同左〕</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>〔1～12 同左〕</p> <p>13 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>(1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。</p> <p>〔ア～ウ 同左〕</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p> <p>(2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のうち電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業の用に供する固定資産の額。電気通信事業固定資産については、固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。</p> <p>14 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものと含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものと含む。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあっては、(3)に掲げる事項を省略することができる。</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</p>

15 貸貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、貸貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この15において同じ。）とする。ただし、貸貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、(1)に掲げるものとする。

[1]・[2] 略

[16～23 略]

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						合計	
	音声伝送役務			データ伝送役務				
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計		
電気通信事業固定資産								
有形固定資産								
[略]	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
使用権資産	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
[略]	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
有形固定資産合計	取得価額							
	減価償却累計額							

15 貸貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、貸貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

[1]・[2] 同左]

[16～23 同左]

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式（第5条及び第6条関係）

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務						合計	
	音声伝送役務			データ伝送役務				
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計		
電気通信事業固定資産								
有形固定資産								
[同左]	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
リース資産	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
[同左]	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
有形固定資産合計	取得価額							
	減価償却累計額							

	額								
	帳簿価額								
無形固定資産合計	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）

役務別固定資産整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		合計
	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	
電気通信事業固定資産（帳簿価額）						
有形固定資産						
[略]						
使用権資産						
[略]						
有形固定資産合計						
無形固定資産合計						
電気通信事業固定資産合計						

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位 : 円)	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由

	額								
	帳簿価額								
無形固定資産合計	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）

役務別固定資産整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務					
	音声伝送役務			データ伝送役務		合計
	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	小計	直課している固定資産価額	配賦している固定資産価額	
電気通信事業固定資産（帳簿価額）						
有形固定資産						
[同左]						
リース資産						
[同左]						
有形固定資産合計						
無形固定資産合計						
電気通信事業固定資産合計						

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位 : 円)	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由

有形固定資産				
〔略〕				
使用権資産				
〔略〕				
無形固定資産				

(記載上の注意)

[1 ~ 3 略]

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位:円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産					
〔略〕					
使用権資産					
〔略〕					
無形固定資産					

(記載上の注意)

[1 ~ 3 略]

備考 表中の〔 〕の記載及び文書規定の1)重下線を付した標記部分を除く全件に付した下線が注記である。

有形固定資産				
〔同左〕				
リース資産				
〔同左〕				
無形固定資産				

(記載上の注意)

[1 ~ 3 同左]

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位:円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産					
〔同左〕					
リース資産					
〔同左〕					
無形固定資産					

(記載上の注意)

[1 ~ 3 同左]

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第八条 (他人資本費用) 〔2〕 〔6 略〕</p> <p>7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース負債（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。</p> <p>〔8・9 略〕</p> <p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	<p>第八条 (他人資本費用) 〔2〕 〔6 同上〕</p> <p>7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。</p> <p>〔8・9 同上〕</p>

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）の規定は、基礎事業年度（第五条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（第五項において「新二種接続料規則」という。）第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が令和九年度以降である接続料に係る接続約款の届出について適用し、基礎事業年度が令和八年度以前である接続料に係る接続約款の届出については、なお従前の例による。ただし、基礎事業年度が令和七年度以降である接続料に係る接続約款の届出については、新施行規則の規定を適用することができる。

2 第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下この項において「新一種接続料規則」という。）の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が令和九年四月一日以後である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が同日前である接続料の算定については、なお従前の例による。ただし、原価及び利潤の算定期間の開始日が令和七年四月一日以後の接続料の算定については、新一種接続料規則の規定を適用することができる。

- 3 第二条の規定による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下この項において「新一号算定規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る新一号算定規則第七条第五号に掲げる事項の届出について適用し、同日前に開始する事業年度に係る同号に掲げる事項の届出については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る同号に掲げる事項の届出については、新一号算定規則の規定を適用することができる。
- 4 第四条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下この項において「新接続会計規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計報告書等（新接続会計規則第九条に規定する接続会計報告書等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る接続会計報告書等については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計報告書等については、新接続会計規則の規定を適用することができる。
- 5 新二種接続料規則の規定は、基礎事業年度が令和九年度以降である接続料の算定から適用し、基礎事業年度が令和八年度以前である接続料の算定については、なお従前の例による。ただし、基礎事業年度が令和七年度以降である接続料の算定については、新二種接続料規則の規定を適用することができる。